

ジャーナリスト

江川 紹子さん

3月22日、当会主催の個人情報保護法シンポジウムのパネリストとして弁護士会館クレオに来られたところを、時間をいただいてインタビューした。誌面の都合で、刑事司法のあり方についての貴重なご意見を詳しくお伝えできないのが残念である。

(聞き手・構成：古椎 庸文)

それぞれの人にドラマがあり、人生があり、インタビューをした私自身が元気になる。それらを読んで元気になってくれる人が1人でもあれば、と思っています。



——ジャーナリストになろうと思った理由は？

何かをやろうとか、何かができるということではありません。社会のことを知らなさすぎたので、見たり聞いたりしているうちに何かが見えてくるのではと感じていました。

——今まで仕事をされてきて一番楽しかったことは？

私は音楽が好きで、今日も音楽家にインタビューを一本すませてきたのですが、それぞれの人の生き方だとか、海外の方ですと、その人・音楽を通してその国の時代やいろいろなことが分かるので、そんな話を聞くのが楽しいですね。また、有名人でなくても、週刊誌の取材で、「人を助ける仕事」というテーマで20歳代から30歳代の方にインタビューしたときは楽しかったです。

——具体的には？

昨年会った人の中にラトヴィア出身の指揮者のマリス・ヤンソンスさんがいます。今年のウィーンフィルニューイヤーコンサートの指揮をした人ですが、あの人はスターリン体制化のソ連で生まれ、非常に才能があっで見出され、西側の人との交換留学生となり、ずっと西側にいたかったのですがそれもできず、かといって亡命もしなかったのです。そういう経緯があっけ今の彼があるわけで、このような時代を反映した話はすごく面白かったですね。また、有名人でない人は資料がなく、取材をする前はインタビューしてもボツになる確率

が高いかなと思ったのですが、そうではありませんでした。それぞれの人にドラマがあっけ、それぞれの人生があり、インタビューをした私自身が元気になりました。それらを読んで元気になってくれる人が1人でもあればと思っています。

——仕事で一番辛かったことは何でしたか。

オウムのことを想定されていると思いますが、オウムは半分当事者のような感じだったので、仕事としてより、個人的な部分で辛かったですね。

——どうかたちでかわるようになったのですか。

親御さんから、子どもがオウムに行ってしまったとの話があり、警察に行っても行政に行っても、同情はしてくれても何にもできないと言われました。それで何人かの弁護士さんに声をかけ、断られたこともあったのですが、坂本さんはすぐに手帳を出して引き受けてくれたのです。

——その坂本弁護士が行方不明になってから本格的にかかわったということですか。

そうですね。

——オウムの裁判を傍聴された感想をお聞かせ下さい。

よく批判する人の中に真実は何も分かっていないという人がいますが、これは全く違うと思います。手間

ひまがかかりましたが、関係者の努力で、裁判を通してかなりいろいろなことが分かったと思います。全部が分かったかといわれると限界もありますが、今の状況のなかで、なぜこういうことをやってきたのか、生い立ちを辿りながら、一人一人の人たちが人生でどういう出会いがあって、ああいうところに入っていったのかとかがだいぶ明らかになっています。

ただ、今のシステムの中で不満なのは、私たちが直接取材しようと思ってもさせてくれないことです。拘置所で被告人を取材できません。裁判記録も閲覧できません。アメリカでは、死刑囚でもカメラの前でしゃべりますよね。

真相に近づくのは、何も司法の役割だけでなく、それぞれの持ち場でいろいろなことをやって、総合的に明らかにしていければと思います。

司法という1つのところですべてが分かるわけではないのではと思います。

——他の刑事事件も多く傍聴されていると思いますが。

やはり、時間かかりすぎますね。それから、可視化の問題が大切でしょう。言った言わないが長すぎますね。代用監獄を問題としていますが、箱より中身だと思えます。

——他には？

心神耗弱、心神喪失で減刑はやめたほうがいいのではないのでしょうか。むしろ行刑施設の種類を増やして、そこで治療、リハビリを含め、罪の償いと社会復帰をする方がいいのでは？

——刑法の基本的考え方を変えなければならないですね(笑)。

そうです。被害者の納得。そして、再犯防止と本人の社会復帰を効果的に行なうため。でも、こんなことを言うと弁護士会を立ち入り禁止になりますね(笑)。

——刑法典ができたときと社会状況が違うということはあるかもしれませんね。

日本人の7人に1人がうつ病と精神科医が言っています。精神構造が不安定になっています。心神耗弱・心神喪失が問題となる場合は、どちらにしろ納得できないので、これだけの犯罪にはこれだけの量刑とするとはっきりすると思います。



プロフィール えがわ・しょうこ

1958年東京生まれ。1982～1986年、神奈川新聞社の社会部記者として勤務。その後フリーに。1989年からオウム真理教問題と関わる。現在、テレビ、新聞、雑誌など多方面で活躍。

——裁判員制度については、どのように思われますか。

参加すること自体、国民の意識を高めるし、よいことだと思います。しかし、制度を創った人たちは決して裁判員にならない人たちなので、仕事も持ちながら裁判員になるのですから大変なご苦労がある点について配慮が必要なのではないでしょうか。例えば、1年前に分ければスケジュールをあけておくとかできるのでは。また、有罪・無罪を決めることはいいですが、量刑を決めることには反対です。

——本日のシンポジウムのテーマは個人情報保護法ですが、この問題点は？

個人情報保護法ができたことで、思考停止に陥っているのではないのでしょうか。出してよいもの、出したら駄目なもの、共有すべきものなどを、ケースバイケースで考える必要があるのに、一律に判断をしていると思います。

——今、どのような分野に興味がありますか。

今、受刑者の高齢化を取材しています。

——福祉の問題が刑務所に行っているということでしょうか。最後に、これからの夢をお聞かせ下さい。

あまり将来のことを考えて動いていないのですが、去年、CDを1枚つくりました(笑)。夢はオペラのプロデュースですね。

——本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。